

# 引きこもり、浪費家、うつ病など

～メンタルが心配な家族がいる場合の相続対策～

現役の司法書士が事例を交えてやさしく解説

山本法務司法書士事務所

司法書士 山本健詞

# ご家族の中に、心配な方はいませんか？

---

🏠 引きこもりがちな子ども

👛 お金の使い方が荒い家族

💓 心が不安定なご家族

「普通の相続」で本当に大丈夫でしょうか？



# 1. お金を“渡す”ことが最善ですか？

---



## 一度に大金を受け取ると

浪費癖がある場合、数年で使い切ってしまう。判断力が鈍っていると、悪い人にだまされるリスクも。



## 今日の一番大事なポイント

「お金を渡すこと」と  
「その人を守ること」は  
同じではありません。

## 2. 管理する人と受け取る人を分ける

少しだけ考え方を変えてみましょう



### 管理する人

信頼できる兄弟や親族が、  
財産を適切に守ります。



### 受け取る人

本人は、毎月決まった生  
活費だけを受け取ります。



### メリット

- ・使い切る心配がない
- ・だまされる危険が減る
- ・生活が安定する

## 3. 家族信託という方法



### 👉信頼できる人に託す

親が元気なうちに、信頼できる長男などに財産を託し、心配な次男には「毎月決まった額」が出るように決めておきます。

**親が亡くなった後も管理が続くので安心です。**

# 家族信託で実現できること

---

- ✔ 財産を一度に使い切ることを防げる
- ✔ 管理者がいることで、悪質な勧誘から守れる
- ✔ 親がいなくなった後の「生活の柱」を作れる
- ✔ 誰に管理を任せるか、自分で決められる

## 4. 遺言もとても大切です

---



### 法的な分け方の指定

誰に何を渡すか、もしその人が先に亡くなったらどうするかまで、詳細に指定できます。



### 付言事項（ふげんじこう）

「なぜこの分け方にしたのか」という親の思いを綴ります。家族の気持ちを落ち着かせる大きな効果があります。

# 5. 任意後見制度



## 将来への備え

元気なうちに、  
「将来判断が難しくなったら、  
この人に守ってもらおう」  
と決めておく制度です。

### ⚠ 注意点

- ・ 一度始めると家庭裁判所が関わります
- ・ 定期的な事務報告が必要です
- ・ 状況を見て使い分けることが大切です

## 6. 実際の事例：合わせ技で守る



### 「信託」×「遺言」の活用

自身が病気で、お子さんがまだ若い方の事例：

- ・ **生前**：信託の枠組みだけ作っておく
- ・ **死後**：自動でお金が信託〇〇座に入る仕組み

亡くなった瞬間から、**管理と送金が始まりました。**

## 7. 一番大事なこと

これらの制度は、

**「元気なうち」にしか作れません。**

お金をたくさん残すことよりも、  
安心して使い続けられる仕組みを作ることが  
大切です。

---

# 家族の未来を守る設計

相続は、単なる「分けっこ」ではありません。  
今日のお話が、皆様の安心への一歩となれば幸いです。

---

# ご清聴ありがとうございました



ご質問などございましたら、お気軽にお声がけください

presented by 山本法務司法書士事務所